

栗東市立学童保育所指定管理者募集要項 12.選定基準 補足資料

更新日：7月24日

各基準および視点について、補足事項を追加しました。

選定の基準は、要項12.選定基準に記載のとおりです。

なかでも「サービスの向上（保育の質の向上）」、「安定した管理運営体制」、「安定した運営が可能な財務状況」は主要な着目点となります。

12. 選定基準

選定基準及び視点		補足事項
① 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上が図られること。	ア 全ての利用者に対して公平なサービス提供が可能な計画か	—
	イ 市民との情報の共有という観点からの情報公開の対応は十分か	—
	ウ 児童の健全育成を図るための保育の質の向上に対する考え方や取組が優れているか	—
	エ 利用者の声を反映し、要望、苦情等への対応策は十分か	利用者アンケートを実施するなど、利用者の意見を取り入れ、サービスに反映する方法の提案があるか。 トラブル発生時の子どもたちへのフォロー、保護者への説明などの対応策は十分か。 保護者へのこどもの様子の共有は十分か。また、子ども困りごとへの対応について、どのような姿勢でいるか。
	② 適切な維持管理及び管理経費の縮減が図られること。	
	ア 管理運営体制は適切か	組織体制のほか、各学童保育所に適切な人数の職員が配置されているか。
	イ 個人情報の保護対策は十分か	—
	ウ 安全管理の対策は十分か	—
	エ 緊急時の対応策は適切か	—
	オ 委託予定業務は適切に行われるか	清掃や警備などの業務を第三者へ委託することは差し支えないが、管理運営に係る業務の委託や、主たる業務の委託はできない。予定されている場合、委託業務内容は適切か。
	カ 経費削減のための効率的な運営が図られるものとなっているか	—
	キ 事業運営のために適切な収支計画がなされているか	—

選定基準及び視点		補足事項
	③ 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。	
	ア 施設の広報計画が適切に行われるか	行事予定の定期的な発行など、どのような広報計画がされているか。 利用者にとって必要な情報を適時提供する計画があるか。
	イ 施設の利用促進などに関する企画力、意欲、姿勢、独自性はどうか	適切かつ魅力的な保育計画がされているか。また、学童保育の充実を目的とした、利用者の満足度を高めるための工夫がされているか。
	ウ 取組や提案は実施可能な計画か	—
	エ 施設の有効活用のための新たな業務の提案があるか	—
	④ 事業計画に沿って計画的で適切な運営を安定して行う能力を有していること。	
	ア 職員の採用計画や職員が保有する資格、経験は学童保育所の運営に十分か	具体的な採用計画があり、安定した運営が可能か。有資格者の人数や、経験豊かな職員の数は十分か。
	イ 職員の指導やキャリアアップが具体的で優れているか	職員を研修に参加させるなど、キャリア育成に積極的か。
	ウ 申請団体の資本力や信用度が優れているか	安定した事業運営が可能な財務状況であるか。
	エ 施設の管理運営に必要な経験と実績（類似施設等での実績含む。）を備えているか	—
	オ 社会貢献活動への取組は十分か	—